



企業主導型保育施設『まちの保育園 鎌倉』共同利用について

『まちの保育園 鎌倉』は、従来の「事業所内保育所」を地域の事業所でシェアする仕組みである内閣府所管「企業主導型保育事業」として、2018年4月に株式会社カヤックと株式会社豊島屋が鎌倉市に開園した新しい保育園です。

企業主導型保育事業とは

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、2016年4月から国（内閣府）が推進している事業です。

詳細な事業内容や要綱等については、内閣府のホームページ（※）をご覧ください。

※<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/gaiyo.html>

この企業主導型保育施設は、**複数の企業が共同で利用することができます。**

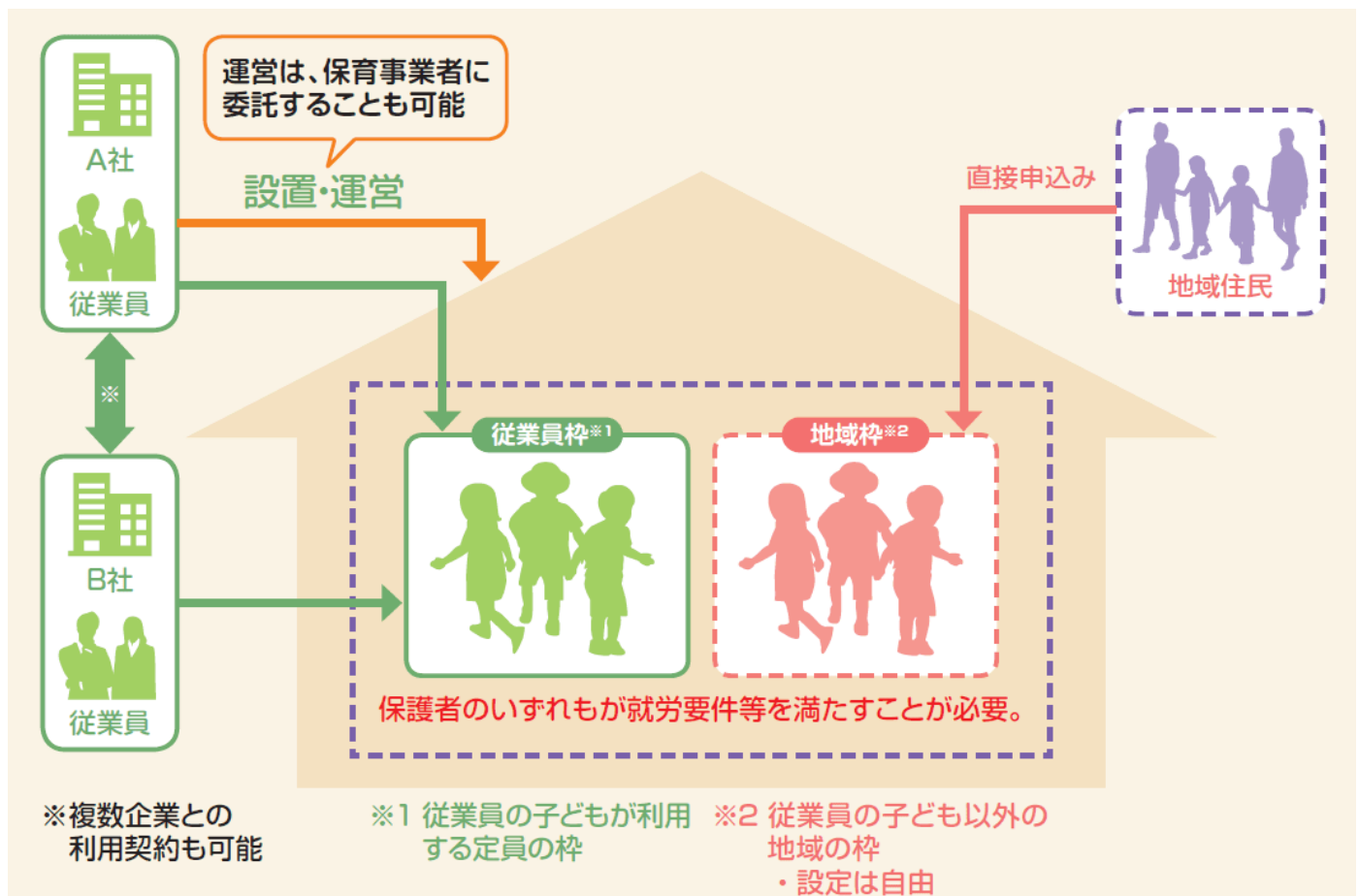
『まちの保育園 鎌倉』を設置したカヤックと共同利用を希望する企業が利用契約を締結することで、施設の「企業枠（提携企業）」を活用できます。

ご利用枠の種類

企業枠（提携企業）は、カヤックと共同利用契約を締結することで、自社の従業員のために企業枠の利用を可能にします。共同利用をご希望の場合は以下の「共同利用の条件」をご確認の上、ご検討ください。ただし、定員に上限がありますので入園を約束するものではありません。

地域枠は、企業枠の対象外の子どもを受け入れるための利用枠です。鎌倉市に在住または在勤の保護者自らが応募し、抽選で決まります。定員は全体の50%未満の範囲で設定されています。

枠の利用イメージ



※上図のうち従業員枠のB社＝企業枠（提携企業）に該当します。 内閣府 企業主導型保育事業資料より

※地域枠の定員は、全定員の50%未満の範囲で設定されています。

共同利用を利用するメリット

出産や子育てによる優秀な従業員の離職を防止

経験を積んできた優秀な従業員が出産や子育てのタイミングで退職してしまうのは、企業にとって大きな損失です。企業が保育園の枠を確保することで、そういった子育て世代の復職を促進します。

優秀な人材の採用促進

福利厚生の一環として、保育料の一部を企業が負担することが可能です。従業員に対する働く環境・手当の充実は、優秀な人材の採用に非常に有効です。

共同利用の条件

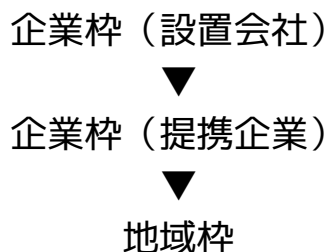
社会保険支払時に社会保険加入事業所が負担している「子ども子育て拠出金（旧：児童手当拠出金）」という税金を財源としているため、国は共同利用する企業に以下の条件を設けています。

- **子ども・子育て拠出金を負担している事業者（社会保険の適用事業所等）であること**
※従業員は社会保険未加入のパート社員を含む

	【共同利用】 企業枠（提携企業）	地域枠
契約	共同利用契約 カヤックー企業 保育契約 カヤックー従業員	保育契約 カヤックー保護者
全定員に対する上限数	企業枠（設置会社・提携企業） あわせて100%にすることも可能	全定員の50%以内
入園選考の時期	地域枠より早く選考を受付	募集する場合は1月ごろ
共同利用の負担金	なし	—
共同利用の条件	社会保険適用事業所であること （法人番号を確認します）	—
提出する書類 （例：厚生年金納付証明書）	年金事務所から送付される 「子ども・子育て拠出金」の額が 確認できる領収済通知書（直近1か 月分）を確認する場合があります。	—
契約期間	契約月～当年度3月末 ※自動更新	
契約する枠の変更	原則として不可	
利用児童の条件	原則、2号認定・3号認定 ※児童が住む市町村の保育認定が必要	

入園選考の順番

毎月入園申込希望の選考を行います。契約する枠の種類により入園選考を開始する時期が異なります。
※入園が決定しましたら、卒園まで選考はありません。



お申込みフロー

1. 契約のお申込み（企業さま→カヤック）

保育園サイト<<https://hoikuen.kayac.com>>の「共同利用」の募集ページからお申込みください。
お申込みには「法人番号」が必要となりますので、厚生年金保健適用事業所検索システム
https://www2.nenkin.go.jp/do/search_section/index1.html から事前に検索いただくことをおすすめします。
お申込み前に契約書（ひな形）の確認をご希望の場合は、お問い合わせフォームからご依頼ください。

2. ご連絡、ご契約（カヤック→企業さま）

カヤックにて申込内容を確認いたします。お申込み内容をすべて確認完了後、共同利用の契約を締結いたします。
入園希望者がいない場合でも、共同利用契約を締結することが可能です。

3. 入園申込み（従業員さま）

2. の契約締結後、従業員さまより『まちの保育園 鎌倉』のホームページから企業枠（提携企業）の入園申込みを行っていただきます。お申込みいただいた従業員さまより順番に面談・見学の日程調

整に入らせていただきます。（申込み前に面談することも可能です）

※定員がありますので、企業枠（提携企業）の申込は入園内定をお約束するものではありません。

4. 面談（従業員さま）

面談の際に、保育園の理念や保育内容等についてご説明いたします。お子さま・ご家庭状況、ご利用になりたい曜日と時間、その他ご希望を確認いたします。

5. ご契約（従業員さま）、入園開始

入園に必要な書類の提出や各種手続きをご案内いたします。全ての準備が整いましたら、お申込みをいただいた日時より入園となります。

よくある質問

Q：契約できる枠数に上限がありますか？

A：はい、ございます。保育園全体の定員を超えることはできません。

また、鎌倉で働く人・暮らす人のための保育園として広くご利用いただけるよう、ご希望数は原則1企業1名とさせていただいております。複数名希望する場合は、ご相談ください。

Q：企業枠（提携企業）の契約をすれば、必ず従業員の子どもを入園させることができますか？

A：企業枠（提携企業）を契約されても該当する児童の年齢における定員を超える申込があった場合は、入園できないことがあります。

Q：企業枠（提携企業）は、両親の雇用主が厚生年金適用事業所でなければいけませんか？

A：両親のどちらか一方の雇用主と契約し、その企業が条件を満たしていれば結構です。

Q：企業枠（提携企業）の登録料はありますか？

A：ございません。

Q：継続更新する場合、契約書を毎回締結する必要がありますか？

A：期間満了1ヶ月前までに契約解約申し出がない場合は、1年の自動延長となります。（1ヶ月前までに通知することで契約を解約することができます。）

ただし、従業員様の子どもが入園している期間中は、この権利を行使することはできかねますのでご注意ください。

Q：契約している企業を退職した場合、継続して入園できますか？

A：企業枠（提携企業）の入園資格を失うことになるため、退園となります。ただし、地域枠に空きがある場合は、入園できる場合もあります。

Q：2019年10月以降はじまった保育無償化は対象になりますか？

A：お住まいの市町村発行の保育認定である2号認定・3号認定をもち、在園期間中も認定期間が有効ならば、無償化の対象となります。無償化の手続き、上限金額が設けられています。詳しくはお問い合わせください。※無償化の期間は、国の政策で保育料無償化が行われた期間に限ります。

お問い合わせ

株式会社カヤック／まちの保育園 鎌倉

[担当] 植杉 [メール] hoikuen-info@kayac.com